

中種子町選挙管理委員会告示 第 2 号

令和 8 年 9 月 1 日現在における地方自治法に規定する直接請求に係る法定署名数は、
それぞれ次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

中種子町選挙管理委員会委員長 岩屋 春義



1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項に規定する直接請求に連署を要する

有権者の総数の50分の1の数は、120 名である。

2 地方自治法第76条第1項及び同法第80条第1項及び同法第81条第1項並びに同法

第86条第1項に規定する、直接請求に連署を要する有権者の総数の3分の1の数は、

1,995 名である。

【備考】

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）

地方自治法第75条第1項（監査の請求）

※有権者総数の50分の1の数の署名が必要である。

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）

地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）

地方自治法第81条第1項（町長の解職の請求）

地方自治法第86条第1項（副町長・選挙管理委員・監査委員の解職の請求）

※有権者総数の3分の1の数の署名が必要である。